



青鞥 昌應 議員
松坂

▼島原鉄道の覚悟の証明

Q 鉄道存続のための島鉄支援策の概要は。

A 施設整備と運営維持費の支援の合計で約三千四百万円を当初予算に計上しており、二十五年度に比べ約四倍強の金額である。

Q 北線を残す条件での支援なのか。

A 北線を残すために島鉄の最大限の自助努力を頂くことが前提の支援。

Q よく島鉄は「銀行がうんと言わなければ」を言い訳にする。南線跡地問題や北線の上下分離を考える場合も銀行の確約が必要だと思ふ。銀行の確約なしには予算は通せない。北線存続を銀行は納得しているのか。

A 銀行が了承しているかは把握していない。仮に上下分離方式等を進めるとしても、島鉄は銀行のみならず、株主等の承諾も必要になる。島鉄の経営陣が示す方針を見守りつつ必要なことは申し入れをしていきたい。

▼島原市東京学生寮の存続

Q 廃止はいつ誰が決めるのか。

A 教育委員会の廃止方針に基づき、三月で寮を廃止したい。現在、募集を停止し、八月までの猶予期間を設けている。寮生が寮を出た後に廃止の条例を提出し、可決したときに廃止となる。

Q それはおかしい。現在、条例があるのに、新年度予算では大幅に減額し、条例にある「宿所や食事の供与」ができない。条例違反ではないのか。

A 廃止に向けて職員が動くことは法令違反ではないと考えている。

Q 廃止方針の決定にあたって、教育委員長、教育長は現場を見たのか。

A 見ていない。報告だけ聞いた。

Q 現場の様子が詳しく書かれた「耐震診断書」には危険だから壊せとは書かれていない。「早急に改修工事が必要」(改修可能)と書かれている。事務局は教育委員会の方にこの診断書を配布したのか。

A 資料を別につくって、委員の方には見ていただいた。

Q 急に退寮させられたら、四年間の生活設計は崩れてしまう。学業を諦めなければならぬ人も出てくるかもしれない。何の補償もしないのか。

A それはあつてはならない。誠意をもって対応していきたい。移転費用として二十万円を考えている。



庶民の会 勉 議員
林田

▼市内の空き家(廃屋)の現状と空き家条例の制定について

Q 市内において長年使われずに倒壊のおそれのある廃屋住宅、建物の数と今後の予測はどうなっているのか。

A 平成二十四年度に町内会、自治会を通じて実施した実態調査では、空き家が三百四十六棟、廃屋が五十六棟であった。所有者等の経済的事情で家屋の解体ができないことや、人口減少に伴い家屋の売買や賃貸が進まないなどの要因により、空き家、廃屋等は増加の傾向をたどると思われる。

Q 近隣から空き家、廃屋の相談があった場合、どう対応しているのか。

A 所有者に連絡し、一部解体や改修に応じていただいた事例もあるが、所有者からの応答がないものについては、継続して適切な対処をお願いしている。

Q 過疎債を活用した空き家条例の制定の考えはないのか。

A 条例制定を含め、空き家等の適正管理に関する調査研究の検討会を関係

部局で立ち上げ、検討を進めているところであり、その中でも過疎債の活用も含め十分協議していきたい。

▼ゾーン三十を参考に他の地区でも学校付近の力ラー舗装を

Q 三小校区で整備されたゾーン三十は、子供達の交通安全に大きな効果があり、その区域が明るくなった気がするとの声を聞く。学校周辺や校門前の交差点に力ラー舗装はできないのか。

A 学校とも今後協議しながら前向きに取り組んでいきたいと思っている。

▼「過疎債」を使って、過疎地域返上を

Q 過疎地域指定と過疎債について、どのような内容なのか。

A 法律で定められた人口減少率の要件と財政力要件に該当した場合に過疎地域に指定される。過疎地域に指定されると、交付税措置の高い過疎対策事業債や国庫補助率のアップなどの支援措置を受けることができる。

Q 過疎債を活用して、どのような事業を計画しているのか。

A 人口増加、子育て支援、福祉の充実、産業の発展、観光の活性化等の施策に過疎債を充当することで、市の発展を目指していきたいと考えている。